

其の貳

だま

騙されないための心得

増え続けるネットトラブル。
巧妙化する悪質・有害サイトの手口に騙されないように
するための基本的な心得を伝授します。



契約した覚えのない一方的な請求は「無視」するのが鉄則！
相手に連絡するのも絶対にダメ！

知っておきたい用語解説

ワンクリック請求

ホームページに貼られたバナーや、大量に送信される勧誘メールに書かれているアドレスをクリックしただけで「登録が完了しました」「料金をお支払いください」などのメッセージが突然表示され、料金を請求する悪質な手口です。コンテンツの多くはアダルトサイトや出会い系サイトのため、アクセスした人の後ろめたさにつけこんで料金を払わせようとします。契約についての十分な説明と利用者の明確な意思表示なしに契約が成立することはない、このような請求をされても法的に無効なので、料金を支払う必要はありません。中には、アクセスした人のメールアドレスやIPアドレスを表示して「個人情報取得したので支払わないと法的措置を取る」といって不安にさせ、支払いを迫ることもあります。実際にはこれらの情報から個人情報が割り出されることはありません。驚いて連絡をとってしまうと、そこから自分の連絡先を知られてしまい、しつこく請求されることもあるので、このような画面が出てきても無視することが鉄則です。最近では不正プログラムを自動的にダウンロードさせて、請求画面が消えないようにするものや、非公認のアプリをインストールさせて個人情報を抜き取り、架空請求に悪用する手口も増えています。

電子マネー

電子マネーとは、現金を使わずに、お金(金銭的価値)を電子データにかえて、商品やサービスの支払いに使用するものです。ICチップにお金をチャージ(入金)して使用する商業系・交通系のICカードや「〇〇 Pay」などスマートフォンのアプリに表示されるQRコードやバーコードを認証して支払うコード決済、コンビニなどで購入して使うID番号のあるカード型ギフト券などがあります。電子マネーは上手に使えばとても便利ですが、よく理解せずに利用するとトラブルにつながってしまう可能性もあります。利用するときはメリットだけでなく、注意点もよく理解して使うことが大切です。

【△注意】

特にカード型ギフト券の電子マネーはID番号がわかればカードがなくても誰でも使えることから、ワンクリック請求の手口に悪用されるケースが増えています。番号を教えることはお金を渡すことと同じです。業者に購入を指示されたら詐欺を疑いましょう。

フィッシング

大手通販サイトや宅配便を装ったメールやSMSが届き、偽のサイトへ誘導され、クレジットカード番号、アカウント情報(ユーザーID、パスワードなど)などの個人情報を盗まれたり、不正なアプリをインストールさせられたりする手口のことです。メールやSMSが本物かどうか迷った場合は、公式サイト等で真偽を確認しましょう。また、提供元が不明なアプリはインストールしないようにしましょう。

迷惑メール

ユーザの同意なしに勝手に送られてくるメールを「迷惑メール」と言います。「SPAM(スパム)」とも呼ばれます。多くは商品の広告宣伝や、出会い系・アダルトサイトなどへの勧誘を目的に、一方的に無差別大量に送られてくるものですが、中にはウイルス感染や詐欺などを目的に送られてくる悪質なものもあり、「架空請求メール」や「ワンクリック詐欺メール」も、そのような悪質なメールのひとつです。そのようなメールを受け取らないようにするためには、利用しているメールソフトやプロバイダ、携帯であれば各携帯電話会社が提供している「フィルタリング」サービスを利用して、このようなメールを自動的に振り分ける設定にしておくことが有効な手段です。その上で、

- ① メールアドレスは推測されにくいものにする
- ② 迷惑メールには返信しない、読まずに削除する
- ③ 掲示板やブログ、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等で不用意にメールアドレスを公開しない
- ④ オンラインゲームやショッピングサイトなどの登録には、メインで使っているメールアドレスは使わない
- ⑤ 登録した覚えのないメールや不審なメールに書かれているリンクはクリックしない
- ⑥ 不審なメールは開封しない

といったことを、日頃から注意することが大切です。

出会い系サイト・マッチングアプリ

交際相手などを見つけるための活動をオンラインでサポートするサイトやアプリのこと。気軽に利用できる一方で、本人確認が難しく、本来の目的以外で近づいてくるケースもあり、犯罪に巻き込まれるなどの問題が発生することもあります。リスクを避けるために、安易に個人情報を提供しないようにしましょう。

オンラインゲーム

ゲーム機やスマートフォンなどで、だれでも気軽に楽しむことができるオンラインゲーム。しかし、無料だと勘違いして遊んでいたら、高額な利用料になっていたというトラブルが増えています。たとえ、「無料」をうたっているゲームであっても、「アイテムは一部有料」などとなっている場合が多く、全てが無料で利用できるわけではありません。またスマートフォンなどから利用する場合には、別に通信料がかかる場合もあります。

【△注意】

ゲームに限らず、占いや音楽、小説など「無料」をうたい文句にしたサイトを利用する際には、全てが無料だと思わず、有料なコンテンツが含まれていないか、どのような場合に料金が発生するかをしっかりと確認しましょう。





其の参

だま

騙されないための心得

ネットの世界だけじゃない。街の中にもいろんな罠が。甘い言葉やおいしい話に騙されないようにするための基本的な心得を伝授します。

知っておきたい用語解説

デート商法

デート商法とは、異性に対する恋愛感情や好意につけこんで、宝石や絵画などの高額商品を販売する悪質商法のことです。恋人商法と呼ばれることもあります。きっかけは電話アンケートや出会い系サイトなどが多く、男女問わず10代～20代の若者が被害にあう例が多いようです。デート商法はいきなり商品の販売を始めるわけではなく、業者は消費者と仲良くなったり、信頼を得たりすることから始めます。その間に、好きな相手から商品の購入をすすめられ、断りきれず、相手のためにと思い契約したのに、実は自分の気持ちを利用しているだけだった…という悲しい結末に至ります。商品を買わないと相手の気持ちが離れてしまうのではないかと心配になることがあるかもしれませんが、相手が本当にあなたのことが好きなら、商品を買わなかったぐらいで気持ちが離れることは無いはずです。このような被害にあわないためには、「見知らぬ相手からの誘いには応じない」「商品の購入をすすめられてもハッキリ断る」「被害にあったらすぐに相談する」といった心がまえを持つことが大切です。おかしいと思ったら一人で悩まず、早めに相談しましょう。

ついていけない」「ついて行ってしまっても、いらない物はいらないとハッキリ断る」といった勇気を持つことが大切です。

アポイントメントセールス

業者が電話やハガキ、メールなどを利用して、「抽選に当たったのでプレゼントを取りに来てください」などといった甘い言葉で、販売目的を隠して事務所やお店などに誘い出し、本来の商品を勧誘する行為をアポイントメントセールスといいます。主に若者をターゲットとしており、エステ、化粧品、教材、絵画、アクセサリなどを売りつけてきます。「遊びにおいて」「買わなくてもいいから」などと言われて軽い気持ちで出かけていくと、突然、不意打ち的な勧誘を受け、契約をさせられてしまいます。最近では出会い系サイトやSNSを利用して販売目的を隠して異性に近づき、言葉巧みに店へ誘い出す、デート商法的なアポイントメントセールスも増えているので注意が必要です。

このような商法は一定の要件を満たせばクーリング・オフができる場合がありますので、早めに仙台市消費生活センターに相談しましょう。

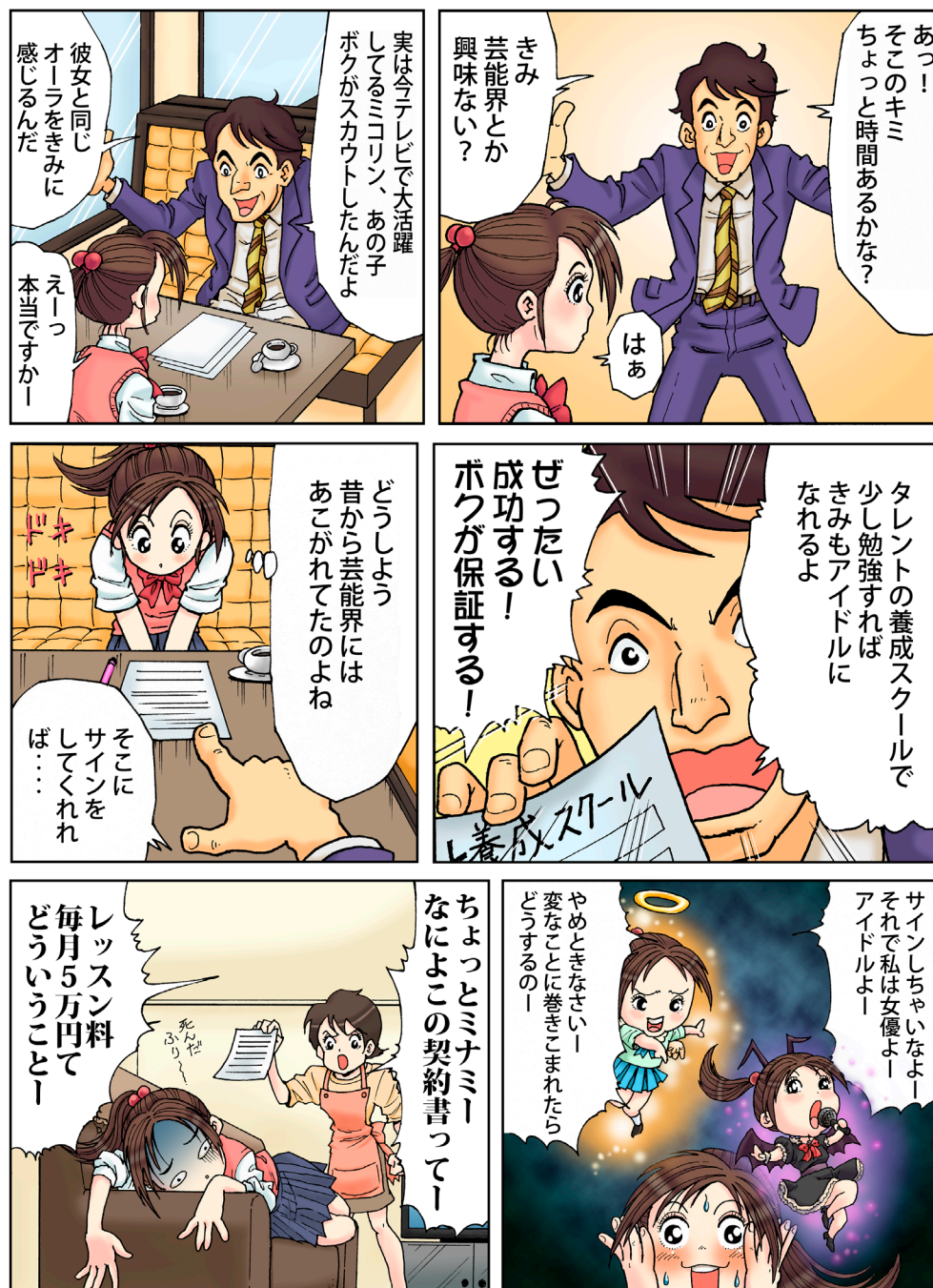
マルチ商法

販売組織の会員になって商品やサービスを販売して利益を得たり、他の人を会員になるよう勧誘して加入させることで紹介料を得たりする仕組みで、ピラミッド式に販売組織を拡大させていく商法です。「ネットワークビジネス」と説明されることもあります。マルチ商法自体は違法ではありませんが、消費者トラブルにつながるケースが多く、特定商取引法で「連鎖販売取引」と呼ばれ、厳しく規制されています。「簡単にお金が儲かる」と甘い言葉で誘われて加入しても、実際に儲かるのは組織の上部にいる一部の人のみで、借金や商品の在庫を抱える結果になることも多く、利益をあげたいばかりに知人や友人を強引に勧誘し、人間関係が壊れてしまうこともあります。いくら親しい人から勧誘を受けても、このような危ない誘いはキッパリ断りましょう。最近はブログ、SNSなどを使って勧誘、販売する方法も見られるので注意が必要です。

キャッチセールス

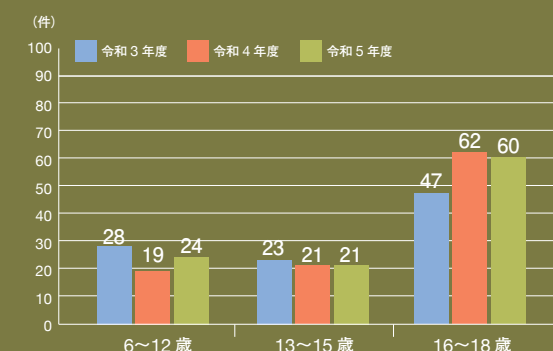
繁華街などの路上で、「アンケートに答えてほしい」「〇〇に興味ありますか」「無料体験やってます」などと呼び止め、販売目的を隠して近づき、喫茶店やお店に連れて行き、断りにくい雰囲気させて、その場で強引に高額な商品やサービスを契約させる販売方法です。またその場では商品の契約をせず、連絡先を聞き出して会う回数を重ねてから契約を勧めるデート商法に発展する可能性もあります。このようなトラブルを避けるためには、「路上などで声をかけられても、軽々しく

甘い言葉に騙されてはダメ！
おいしい話には裏がある。
怪しいと思ったら「断る勇気」も大切！



※これはスカウト商法です。

仙台市消費生活センターに寄せられた 青少年のトラブル相談状況



令和5年度に仙台市消費生活センターに寄せられた契約トラブルなどの相談は6,393件です。そのうち6歳～18歳の相談件数は105件で、前年度相談件数102件とおおむね同数でした。

中学生の相談内容はスマホ関連が多い！

中学生の相談内容で上位を占めるものが、スマートフォンを使った「オンラインゲームの高額請求」(6ページ参照)や動画投稿サイトなどの広告を見て化粧品やサプリメントなどを購入した「インターネットショッピングの定期購入」に関するトラブル(10ページ参照)です。